

パブリックコメント25号

「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画(案)」に対するご意見を募集します

常陸大宮市では、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に伴って子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図ることを目的に「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、市民の皆さんからのご意見を募集するものです。

◎案の公表日

平成27年1月13日(火)

◎意見の募集期間

平成27年1月13日(火)～平成27年2月11日(水)

◎公表案及び公表方法

- 「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画(案)」
- ・市役所福祉課子育て支援室(本庁1階)、各総合支所市民福祉課で閲覧
- ・市ホームページにて公表

◎意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務がある方

◎意見の提出方法

意見応募用紙は、市ホームページを参照するか市役所福祉課子育て支援室(本庁1階)、または各総合支所市民福祉課にありますので、次のいずれかの方法で提出してください。

提出していただける意見は、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見となります。

- ・直接持参・・・市役所福祉課子育て支援室(本庁1階)または各総合支所市民福祉課
- ・郵送・・・〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6 常陸大宮市役所福祉課子育て支援室
- ・FAX・・・市役所福祉課子育て支援室 FAX54-0024
- ・Eメール・・・fukushi@city.hitachiomiya.lg.jp
(件名を「常陸大宮市子ども・子育て支援事業計画(案)の意見」として提出してください)

※電話での受付は行いません。

匿名での受付は行いません。(提出いただいたご意見について、内容の確認をする際に必要なため)

◎結果の公表

提出していただいたご意見の内容、検討結果については、次の方法により公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版及び市ホームページにて公表します。
- ・市役所福祉課子育て支援室(本庁1階)、各総合支所市民福祉課で閲覧できます。

※ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。

※提出されたご意見について、個別の回答はしません。

※内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

問 本庁 福祉課子育て支援室 ☎52-1111 内線136・137 FAX54-0024
(〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6)
✉ fukushi@city.hitachiomiya.lg.jp
H・P <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>